

瀬戸市設計・施工一括発注方式（価格競争型）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、瀬戸市が発注する建設工事について、「設計・施工一括発注方式」を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「設計・施工一括発注方式」とは、設計及び施工を一括して同一の受注者が発注する入札方式であり、発注者が示した仕様、性能等に基づき入札参加希望者から入札前に設計及び施工方法に関する提案（以下「技術提案」という。）を受け、発注者の審査によって妥当と認められた場合に、その技術提案を基に入札する方式で、概略の仕様並びに基本的な性能及び設計に基づき設計及び施工を一体として発注するもの（以下「性能発注方式」という。）をいう。

（対象工事）

第3条 設計・施工一括発注方式の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、性能発注方式を採用し、高度又は特殊な技術力を要するとともに、民間における施工技術の開発が著しい工事で、設計技術が施工技術と一体で開発される等により、個々の業者が有する特別な設計及び施工技術を一括して活用することが適当なもののうちから、設計及び施工条件等を勘案して市長が定めた工事とする。

（技術提案を求める範囲等）

第4条 発注担当課は、対象工事に係る入札参加希望者から求める技術提案の範囲等を定めるものとする。

2 前項の規定により定められた技術提案の範囲等については、瀬戸市入札参加者審査委員会規程（昭和47年瀬戸市訓令第2号）第1条に規定する瀬戸市入札参加者審査委員会（以下「委員会」という。）に報告し、承認を得るものとする。

3 委員会において承認を得た技術提案の範囲等をもって、当該対象工事の公告を行うものとする。

（技術提案の募集）

第5条 技術提案の募集に当たっては、入札公告に次の事項を明示するものとする。

(1) 当該入札公告に係る工事が「設計・施工一括発注方式」の対象工事であること。

- (2) 発注者が示した仕様、性能及び設計についての図面及び仕様書等の内容に基づき施工に必要な実施設計、施工方法等についての技術提案を求めること。
- (3) 技術提案の審査の結果、提案が採用されない場合があること。
- (4) 技術提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、その後の工事において、無償で利用できるものとする。ただし、特許権、実用新案権、意匠権、商標権を有する提案についてはこの限りでない。
- (5) 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計及び施工に関する請負業者の責任が軽減されるものではないこと。

(技術提案書の提出)

第6条 入札参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出に併せて、技術提案の内容を明示した技術提案書を提出するものとする。

2 前項の規定により提出された技術提案書は、次により取り扱うものとする。

- (1) 作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 返却及び公表は行わないものとする。
- (3) 市の審査を受けた最終提案内容の変更は認めないものとする。

(提案の審査等)

第7条 技術提案の審査は、発注担当課が行うものとする。

2 審査に当たっては、設計案、施工方法案等に基づいて工事目的物の機能及び品質の確保を前提とした施工の確実性、安全性等を評価するものとする。
この場合において必要に応じて、技術提案書を提出した者から当該技術提案の内容についてのヒアリングを行うことができる。

3 発注担当課は、技術提案の審査の結果について、委員会に報告し、承認を得るものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年3月2日から施行する。